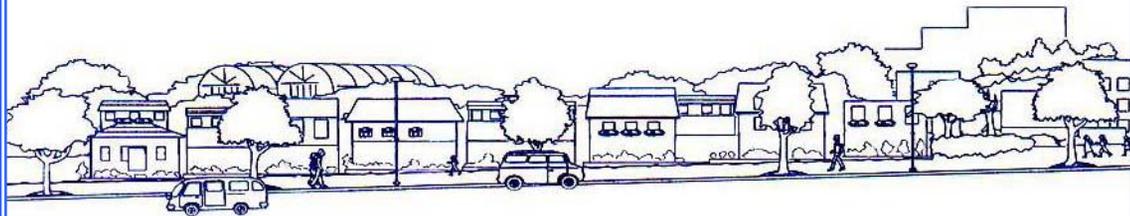


# 北小岩一丁目東部地区

**No.131**

2014/2/12

江戸川区土木部

区画整理課

連絡先：沿川整備第一係

TEL5243-7160

## 整地工事のお知らせ

日頃より区政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

皆さまには昨年より引越・建物等の除却を進めていただいておりますが、建物除却後に残された建物基礎の撤去やガス・上水道・下水道などのライフライン撤去を下記のとおり行います。

工事に伴い建設機械等による騒音・振動等が生じてしまう場合があります、ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

### 1. 工事期間

平成26年2月17日（月）～平成26年3月28日（金）

### 2. 工事請負者及び区の工事に関する連絡先

- 株式会社 坂東土木

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西2-18-16

TEL 03 (3688) 0451 担当：山本

- 江戸川区土木部区画整理課沿川整備第一係

TEL 03 (5243) 7160 担当：本間、安田

## 地区内の様子を紹介します

北小岩一丁目東部地区まちづくり事務所の解体が進んでいます。



裏面へ続きます

仮設の詰所が完成しました。  
こちらで皆さまとお話し合いもできます。



## 確定申告について

平成 26 年 1 月 24 日（金）から平成 26 年 2 月 7 日（金）まで、土木部区画整理課ならびに小岩アーバンプラザ 1 階で事業計画変更案の縦覧を行いました。縦覧時に確定申告について質問をいただきましたので紹介します。

Q 受け取った移転補償金について確定申告しないといけないのか。

A 江戸川区と平成 25 年に移転補償契約を締結した方に対して、平成 26 年 1 月下旬に書類を送付いたしました。送付した書類は税金の優遇制度（5,000 万円の特別控除の特例）を受ける際に必要となりますので、その書類を持って、現在のお住まいを管轄する税務署で申告してください。申告方法等については管轄の税務署へお問い合わせください。

なお、平成 25 年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、平成 26 年 2 月 17 日(月)から平成 26 年 3 月 17 日(月)までです。

【参考】北小岩、西小岩、東小岩、南小岩、鹿骨等にお住まいの方は江戸川北税務署が管轄しています。（お住まいによっては他の税務署になりますので、国税庁のホームページ等でお調べください）

〔江戸川北税務署〕

住 所：〒132-8668 江戸川区平井 1 丁目 16 番 11 号

電話番号：03 (3683) 4281

<お問い合わせ先>ご意見・ご質問はこちらまで

くかくせいりかえんせんせいびだいいちがかり  
区画整理課沿川整備第一係

篠崎地区まちづくり事務所（北小岩一丁目東部地区担当）TEL 5243-7160

※電話での問い合わせは平日午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間をお願いします。

【URL】<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

